

## 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 に向けた道路のバリアフリー化を推進します

国土交通省では、今般、東京都内において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに、競技会場や観光施設周辺など、重点的にバリアフリー化に取り組む「重点区間」を設定しましたので、お知らせします。

### ポイント

①国土交通省では、直轄管理の国道において、バリアフリー化に取り組む「重点区間」を設定し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの整備を東京都の道路バリアフリー化推進計画と一体的かつ、重点的に進めて参ります。(別紙にて記者発表)

「東京都道路バリアフリー化推進計画」

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2016/03/DATA/70q3t102.pdf>

②今後、「(仮称)東京都内の道路におけるバリアフリー化推進連絡会議」を設置し、関係機関と連携して連続的・面的なバリアフリー化を進めます。

③周辺地域(千葉県、埼玉県、神奈川県)においても、更なるバリアフリー化の推進に向けて、検討を進めていきます。

以上

問い合わせ先：

道路局 環境安全課 課長補佐 田中 誠柳

代表:03-5253-8111(内線 38272) 直通:03-5253-8495

関東地方整備局 道路部 交通対策課 課長 外川 和彦

代表:048-601-3151(内線 4511) 直通:048-600-1346

記者発表資料

東京都内の国道において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに、競技会場や観光施設周辺など、重点的にバリアフリー化に取り組む「重点区間」を設定しました。

～地域と連携して、連続的・面的なバリアフリー化約25kmを推進～

<<これまでの取組み>>

国土交通省では、これまで区市町村が策定した基本構想と整合を図りながら、多くの方が利用する駅、生活関連施設（官公庁施設、福祉施設等）を結ぶ国道のバリアフリー化（延長：約127km）を進めてきたところです。

<<重点区間の設定>>

引き続き、これまでの取組みを推進するとともに、東京都の道路バリアフリー化推進計画と一体的かつ、重点的にバリアフリー化に取り組むため、「新たに競技会場や観光施設周辺の国道を「重点区間」として設定しました。

<<整備目標の設定>>

今後は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに重点区間におけるバリアフリー化の整備を目指します。

直轄国道管理延長（東京都内）	約 239 km
バリアフリー化整備済延長	約 127 km

整備目標	
2020年東京大会までの取組み（重点区間）	
生活関連経路及び特定道路	約 5 km
競技会場及び観光施設周辺の道路	約 20 km
合計	約 25 km

<<地域と連携して、連続的・面的な整備>>

また、安全かつ円滑な移動を実現させるためには、連続的・面的なバリアフリー化の整備が重要であることから、国土交通省、東京都及び関係区市町村等から構成する「（仮称）東京都内の道路におけるバリアフリー化推進連絡会議」を設立し、関係機関の情報の共有を図り、技術的な支援を行います。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	TEL 03-3512-9090(代表)
副 所 長	にしお ふみひろ 西尾 文宏 (内線204)
交通対策課長	さんじょう けんいち 三條 憲一 (内線471)
相武国道事務所	TEL 042-643-2001(代表)
副 所 長	なかはら こうじ 中原 浩慈 (内線205)
交通対策課長	いまむら ただひこ 今村 忠彦 (内線471)

# 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした道路のバリアフリー化の取組み①

## <<重点区間と整備目標の設定>>

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、さらに多くの人々が東京を訪れることが予想されることから、引き続き、区市町村が策定した基本構想と整合を図りながら、国道のバリアフリー化を推進します。
- 引き続き、これまでの取組を推進するとともに、東京都内の国道において、新たに競技会場や観光施設周辺の国道を重点区間としてバリアフリー化を推進し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までの整備を目指します。

### ○ 整備方針

#### これまでの取組み

##### ◆生活関連経路

多数の高齢者や障害者等が利用する駅、生活関連施設（官公庁施設、福祉施設等）を結ぶ道路で、区市町村が策定した基本構想に位置付けられた道路（約 5 km……整備済）

##### ◆特定道路

生活関連経路のうち、優先的にバリアフリー化すべき路線として国土交通大臣が指定した道路（約 18 km……整備済）

##### ◆電線共同溝整備道路

電線共同溝を整備すべき道路として指定された道路（電線類の地中化と一体整備）（約 104 km……整備済）



#### 今後の整備方針

##### 【重点区間と整備目標】

#### 2020年東京大会までの取組

- ◆生活関連経路及び特定道路のバリアフリー化を完了（約 5 km）
- ◆競技会場及び観光施設周辺の国道のバリアフリー化を完了（約 20 km）



# バリアフリー化の整備内容

【参考】

## ○ 主な取組み内容

- ① 歩車道段差の改善（標準：2cm）
- ② 勾配の改善・平坦性の確保（縦断勾配：5%以下、横断勾配：2%以下）
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックの設置（特に巻込部） 等

※ 沿道や地形の状況その他特別な事情により、やむを得ない場合は、実施可能な対策を、地域の実情に合わせて講じる。

## ■バリアフリー化の取組事例（東京都新宿区西新宿三丁目）



整備前

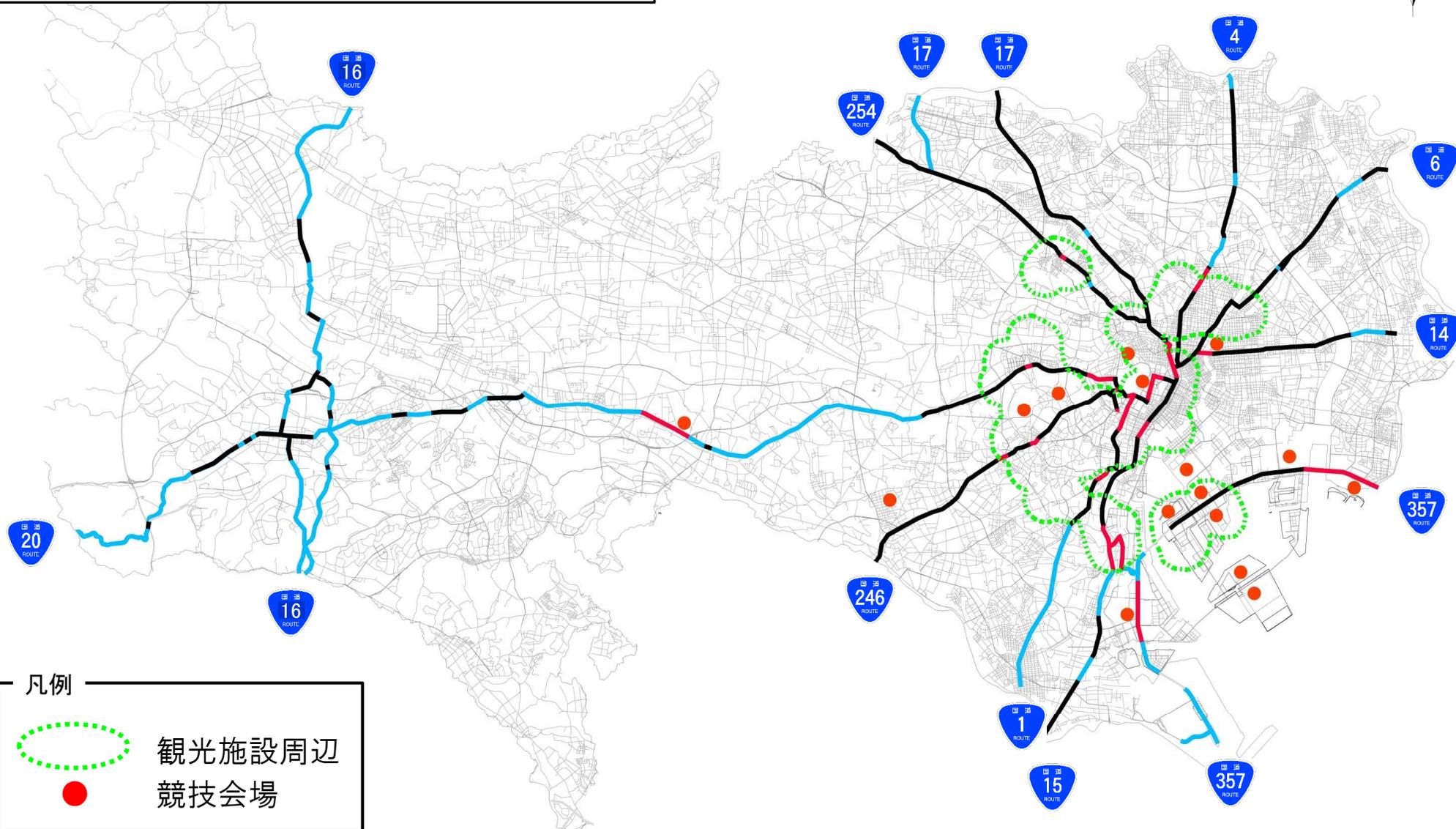


整備後

# 直轄国道のバリアフリー化路線図

## 直轄国道の整備方針

- : バリアフリー化が概ね完了 (H28.3 末時点)
  - : 生活関連及び重点区間 (2020年東京大会まで)
  - : その他の整備予定区間 (2020年東京大会以降)
- ※ただし、沿道や地形状況等に応じて2020年までに実施する場合もある。



注) 今後、現地調査等により、整備区間等が変更となる場合がある。